



# 熊本県公報

第13409号  
令和7年(2025年)  
2月21日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

**告 示**

- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施…………… (畜産課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 生活保護法における介護機関の指定…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法における指定介護機関の廃止…………… ( " ) 5
- 生活保護法における指定介護機関の休止…………… ( " ) 5
- 生活保護法における指定介護機関の変更…………… ( " ) 5
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… ( " ) 7
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… ( " ) 8

**公 告**

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 9
- 換地処分…………… (農地整備課) 9
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 10
- 佐敷川水系河川整備基本方針の策定…………… (河川課) 11
- 緑川水系河川整備計画(変更)の策定…………… ( " ) 11
- 換地処分…………… (農地整備課) 11
- 換地処分…………… ( " ) 12
- 換地処分…………… ( " ) 12

**登 載 依 頼**

- 熊本県地域医療対策協議会の開催…………… (地域医療対策協議会) 12
- 熊本県教育職員免許状再授与審査会規則…………… (学校人事課) 12

## 告 示

### 熊本県告示第129号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおりヨーネ病、腐<sup>そ</sup>蛆病、伝達性海綿状脳症及び豚熱に関する検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

#### 1 実施の目的

ヨーネ病及び腐蛆病の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。

また、豚及びいのしし(以下「豚等」という。)の豚熱予防的ワクチンによる免疫付与状況を確認する。

#### 2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	熊本市	令和7年(2025年)5月1日から令和7年(2025年)12月26日まで
	菊池市泗水町	令和7年(2025年)4月21日から令和8年(2026年)2月27日まで
	天草市	令和7年(2025年)5月7日から令和7年(2025年)7月31日まで
	阿蘇郡西原村	令和7年(2025年)5月7日から令和7年(2025年)12月19日まで

	球磨郡山江村	令和7年(2025年)5月1日から令和8年(2026年)2月28日まで
	球磨郡球磨村	令和7年(2025年)5月1日から令和8年(2026年)2月28日まで
	球磨郡あさぎり町免田	令和7年(2025年)5月1日から令和8年(2026年)2月28日まで
腐蛆病検査	県内全域	令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
豚熱検査	県内全域	令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

検査の種類	家畜の種類及び範囲	摘 要
ヨーネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が検査に適さないと認めたものについては、検査を猶予することがある。
腐蛆病検査	実施区域内で飼養され、転飼される蜜蜂	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項又は家畜伝染病予防法(昭和26年法律第百六十六号)第13条の2第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 月齢又は推定月齢が満18か月齢以上で死亡しためん羊又は山羊	
豚熱検査	飼養している豚等のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた豚等	

4 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査は、血清を用いたスクリーニング法による抗体検査及び糞便を用いたリアルタイムPCR法による遺伝子検査等により判定する。
- (2) 腐蛆病検査は、蜂群について肉眼的観察及び死亡蜂児等を材料とした塗抹標本の染色・鏡検その他の細菌検査により総合的に判定する。
- (3) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウエスタンブロット法等により判定する。
- (4) 豚熱検査は、エライザ法及びその他必要な検査により実施する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)2月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字安永字居屋敷569番1地先から同所	27.4	交通安全対策

572番6地先まで  
2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)2月21日

**熊本県告示第131号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
K I W I 株式会社	りん	菊池郡大津町大字森字居島729-41	令和7年(2025年)4月1日	福祉用具貸与
K I W I 株式会社	りん	菊池郡大津町大字森字居島729-41	令和7年(2025年)4月1日	特定福祉用具販売

**熊本県告示第132号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
K I W I 株式会社	りん	菊池郡大津町大字森字居島729-41	令和7年(2025年)4月1日	介護予防福祉用具貸与
K I W I 株式会社	りん	菊池郡大津町大字森字居島729-41	令和7年(2025年)4月1日	特定介護予防福祉用具販売

**熊本県告示第133号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字釈迦堂3394番33、3394番34
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字釈迦堂3394番33・3394番34(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備えて縦覧に供する。)

**熊本県告示第134号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）2月21日

熊本県知事 木 村 敬

**(小規模多機能型居宅介護)**

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 千寿会 下益城郡美里町二和田1233	コミュニティハウスみんなの家 下益城郡美里町土喰4番地	令和6年（2024年）11月18日
社会福祉法人 慈雲会 天草市佐伊津町928番地	多機能ホームやまぐち 天草市本渡町本渡950-1	令和7年（2025年）1月14日

**(介護予防小規模多機能型居宅介護)**

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 慈雲会 天草市佐伊津町928番地	多機能ホームやまぐち 天草市本渡町本渡950-1	令和7年（2025年）1月14日

**(認知症対応型通所介護)**

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	デイサービスえがお 宇土市栄町26番地3	令和6年（2024年）8月16日

**(介護予防認知症対応型通所介護)**

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	デイサービスえがお 宇土市栄町26番地3	令和6年（2024年）8月16日

**(居宅療養管理指導)**

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団南生会 生田歯科医院 天草市河浦町白木河内220-1	医療法人社団南生会 生田歯科医院 天草市河浦町白木河内220-1	令和6年（2024年）8月1日

**(介護予防居宅療養管理指導)**

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団南生会 生田歯科医院 天草市河浦町白木河内220-1	医療法人社団南生会 生田歯科医院 天草市河浦町白木河内220-1	令和6年（2024年）8月1日

**(通所リハビリテーション)**

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	介護老人保健施設あさひコー ト別館 宇土市旭町106番地	令和6年（2024年）9月10日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	介護老人保健施設あさひコー ト別館 宇土市旭町106番地	令和6年(2024年)9月10日

熊本県告示第135号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

(訪問入浴)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	山鹿訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野650番地	令和6年(2024年)3月31日

(介護予防訪問入浴)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	山鹿訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野650番地	令和6年(2024年)3月31日

熊本県告示第136号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
特定非営利活動法人長寿会 玉名市岱明町野口1146-12	ヘルパーステーション弥生 玉名市岱明町野口1146-12	令和6年(2024年)8月31日

熊本県告示第137号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木 村 敬

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	山鹿ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野650番地	事業所所在地		令和4年(2022年)4月1日
		山鹿市鹿本町来民962番地2	山鹿市菊鹿町下永野650番地	
社会福祉法人 至誠会 八代市鏡町両出880-1	ヘルパーステーション 安寿の里 八代市鏡町内田742-2	事業所所在地		令和元年(2019年)7月1日
		八代市鏡町両出880-1	八代市鏡町内田742-2	

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	山鹿ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野650番地	事業所所在地		令和4年(2022年)4月1日
		山鹿市鹿本町来民962番地2	山鹿市菊鹿町下永野650番地	
社会福祉法人 至誠会 八代市鏡町両出880-1	ヘルパーステーション 安寿の里 八代市鏡町内田742-2	事業所所在地		令和元年(2019年)7月1日
		八代市鏡町両出880-1	八代市鏡町内田742-2	

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	山鹿居宅介護センター 山鹿市鹿央町合里1608番地	事業所所在地		令和4年(2022年)4月1日
		山鹿市宗方通105番地	山鹿市鹿央町合里1608番地	

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団徳治会 宇城市松橋町浦川内824番地8	徳治会歯科医院 八代 八代市豊原中町2360-1	事業所名称		令和6年(2024年)12月1日
		松下歯科医院	徳治会歯科医院八代	

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	金森会24時間ケアサービス 宇土市築籠町139番地4	事業所名称・所在地		令和6年(2024年)9月10日
		24時間ケアステーションあさひコート 宇土市本町六丁目7番地	金森会24時間ケアサービス 宇土市築籠町139番地4	

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会	看護リハビリセンター 一こころ	事業所所在地		令和6年(2024年)
		宇土市本町	宇土市築籠	

宇土市築籠町139番地4	宇土市築籠町139番地4	六丁目7番地	町139番地4	) 6月1日
--------------	--------------	--------	---------	--------

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	看護リハビリセンター 宇土市築籠町139番地4	事業所所在地		令和6年(2024年)6月1日
		宇土市本町六丁目7番地	宇土市築籠町139番地4	

(介護老人保健施設)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	介護老人保健施設あさひコート別館 宇土市旭町106番地	事業所所在地		令和6年(2024年)9月10日
		宇土市本町六丁目7番地	宇土市築籠町139番地4	

(短期入所療養介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	介護老人保健施設あさひコート別館 宇土市旭町106番地	事業所所在地		令和6年(2024年)9月10日
		宇土市本町六丁目7番地	宇土市築籠町139番地4	

(介護予防短期入所療養介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	介護老人保健施設あさひコート別館 宇土市旭町106番地	事業所所在地		令和6年(2024年)9月10日
		宇土市本町六丁目7番地	宇土市築籠町139番地4	

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	介護老人保健施設あさひコート別館 宇土市旭町106番地	事業所所在地		令和6年(2024年)9月10日
		宇土市本町六丁目7番地	宇土市築籠町139番地4	

(介護予防通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会 宇土市築籠町139番地4	介護老人保健施設あさひコート別館 宇土市旭町106番地	事業所所在地		令和6年(2024年)9月10日
		宇土市本町六丁目7番地	宇土市築籠町139番地4	

熊本県告示第138号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
竹田津歯科医院	菊池郡大津町大字大津1208-2	令和6年(2024年)1月28日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
高階誠心堂薬局	人吉市上青井町180番地3	令和6年(2024年)1月31日
高階誠心堂薬局西間店	人吉市西間上町2387-7	令和6年(2024年)1月31日
高階誠心堂薬局かわらや店	人吉市瓦屋町1463	令和6年(2024年)1月31日
高階誠心堂薬局いずみだ店	人吉市南泉田町70-9	令和6年(2024年)1月31日
ひかり調剤薬局	玉名市亀甲115-8	令和6年(2024年)1月31日
アップル薬局 飛田パイパス店	合志市須屋706-2ラポール柴田II102号	令和6年(2024年)1月31日
アップル調剤薬局大津店	菊池郡大津町大字室539-11	令和6年(2024年)1月31日
高階誠心堂錦調剤薬局	球磨郡錦町一武2111	令和6年(2024年)1月31日
高階誠心堂薬局たらぎ店	球磨郡多良木町多良木266	令和6年(2024年)1月31日

熊本県告示第139号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
高階誠心堂薬局西間店	人吉市西間上町2387-8	令和7年(2025年)1月1日
高階誠心堂薬局	人吉市上青井町180-3	令和7年(2025年)1月1日
高階誠心堂薬局いずみだ店	人吉市南泉田町70-9	令和7年(2025年)1月1日
高階誠心堂薬局かわらや店	人吉市瓦屋町1463	令和7年(2025年)1月1日
ひかり調剤薬局	玉名市亀甲115-8	令和7年(2025年)1月1日
アップル薬局 飛田パイパス店	合志市須屋706-2ラポール柴田II102号	令和7年(2025年)1月1日
アップル調剤薬局大津店	菊池郡大津町室539-11	令和7年(2025年)1月1日
高階誠心堂錦調剤薬局	球磨郡錦町一武2111	令和7年(2025年)1月1日
高階誠心堂薬局たらぎ店	球磨郡多良木町多良木266	令和7年(2025年)1月1日



## (訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション mont-もん	八代市鏡町鏡村1103-1	令和7年(2025年)1月17日
訪問看護ステーション ユーノス	菊池郡大津町室539-8	令和6年(2024年)1月1日

## 公 告

## 熊本県公告第101号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(2工区)  
菊池郡大津町大字室字桜山1429番の一部並びに里道の一部  
3,511.81平方メートル  
(3工区)  
菊池郡大津町大字室字桜山1421番2の一部、同1422番の一部、同1424番2の一部及び同1425番1の一部  
1,305.33平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
宇城市松橋町曲野2942番地1  
株式会社永井運送

## 熊本県公告第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字前原2301番1  
479.90平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町光の森七丁目22番地5グリーンパーク光の森E棟211号  
中西 大輔  
中西 真子

## 熊本県公告第103号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(2工区)球磨郡球磨村大字渡甲字塚ノ丸1130番41、同1130番49、同1130番59の一部、同1130番86、同1130番87、同1130番90、同1130番95、同1130番147、同1130番151、同1130番160、同1130番161、同1130番162、同1130番163、同1130番164、同1130番165、同1130番166、同1130番167、同1130番168、同1130番169、同1130番170、同1130番171、同1130番172、同1130番173、同1130番174及び同1141番2並びに里道の一部  
(2工区)6,661.28平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
球磨村

## 熊本県公告第104号

県営美里地区(用來換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。  
令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木 村 敬

**熊本県公告第105号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）2月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
石田 里美 外1名	熊本市	株式会社まゆみ農園	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字水尻 2338-1ほか8筆
富永 美津代	菊陽町	株式会社まゆみ農園	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字上前 通5191-2
中村 信行	熊本市	人參屋堀川農園合同会社	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字中ノ 割2515
田中 一好	菊陽町	吉川 照幸	菊陽町	菊池郡菊陽町大字辛川字池ノ 窪27ほか3筆
埋田 てる子	大津町	丹波 節良	熊本市	菊池郡菊陽町大字辛川字上乙 若2794-1ほか1筆
野口 弘一郎	菊陽町	丹波 節良	熊本市	菊池郡菊陽町大字馬場楠字森 ノ上642ほか3筆
小園 隆光	人吉市	谷口 輝義	人吉市	人吉市上田代町字馬渡219 2ほか1筆
柳瀬 龍義	人吉市	木下 享介	人吉市	人吉市下原田町字瓜生田字西 ノ前937ほか1筆
西村 幸代	八代市	木下 享介	人吉市	人吉市下原田町字西門字西園 2317-1
赤池 和正	福岡県 福岡市	東 悟	人吉市	人吉市東漆田町字内田212 5-1ほか1筆
上田 裕次	茨城県 神栖市	農蘇 正順	人吉市	人吉市井ノ口町字池ノ上68 9
西門 ヒサ子	人吉市	富山 茂	人吉市	人吉市下原田町字瓜生田字西 ノ前963-2
後村 龍子	人吉市	杉下 政一	人吉市	人吉市下漆田町字後平152 6-1
宮原 由紀子	人吉市	杉下 政一	人吉市	人吉市下漆田町字後平152 6-2
藤田 すみ子	人吉市	杉本 和博	相良村	人吉市瓦屋町字白田45
田山 誠久	熊本市	農事組合法人 おこば	人吉市	人吉市上田代町字政井野24 9-1ほか3筆
緒方 正義	人吉市	告瀬 逸男	人吉市	人吉市下戸越町字前田926 -1ほか2筆
西川 愛子 (亡) 西川 章	荒尾市	内田 浩明	荒尾市	荒尾市川登字井手口1114 -1

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中原 誠	人吉市	人吉市上原田町字菖蒲字小園191ほか2筆
渚上 澄雄	人吉市	人吉市木地屋町字鶴ノ渚2077ほか13筆
中原 誠	人吉市	人吉市上原田町字菖蒲字小園189

大無田 満浩	球磨村	人吉市上原田町字上原字八反堀1333ほか3筆
大柿 章治	人吉市	人吉市中神町字大柿字宮本632ほか2筆
永山 芳宏	人吉市	人吉市上永野町字津留700
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	人吉市上原田町字菖蒲字菖蒲前1662ほか19筆
上原 日出一	人吉市	人吉市下原田町字嵯峨里字樽ノ口1849-1ほか4筆
高原 逸夫	人吉市	人吉市上永野町字津留718-1
永田 重信	人吉市	人吉市下永野町字文珠ノ前341ほか1筆
村並 誠	人吉市	人吉市上永野町字津留693ほか3筆
永山 芳宏	人吉市	人吉市上永野町字永葉山2917-1ほか12筆
大無田 満浩	球磨村	人吉市上原田町字菖蒲字内布道上1243
横谷 政美	人吉市	人吉市下永野町字斧研381ほか3筆
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	人吉市上原田町字牛塚字井ノ口堀1786-2ほか14筆
竹田 博	人吉市	人吉市下永野町字文珠ノ前349-1ほか11筆
松舟 逸利	人吉市	人吉市上永野町字津留669ほか2筆
高沢 正浩	球磨村	人吉市上田代町字中原1756

2 認可年月日  
令和7年(2025年)2月12日

**熊本県公告第106号**

二級河川佐敷川水系に係る河川整備基本方針を策定したので、河川法(昭和39年法律第167号)第16条第5項の規定により公表する。

なお、公表は、当該河川整備基本方針を縦覧に供することにより行うものとし、縦覧の場所及び縦覧を開始する日は、次のとおりとする。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

- 1 河川整備基本方針の公表場所  
熊本県土木部河川港湾局河川課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部工務課
- 2 縦覧を開始する日  
令和7年(2025年)2月21日

**熊本県公告第107号**

一級河川緑川水系に係る河川整備計画(変更)を策定したので、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第6項の規定により公表する。

なお、公表は、当該河川整備計画を縦覧に供することにより行うものとし、縦覧の場所及び縦覧を開始する日は、次のとおりとする。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

- 1 縦覧場所  
熊本県土木部河川港湾局河川課、熊本県県央広域本部土木部工務管理課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局土木部工務課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局土木部維持管理調整課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務課
- 2 縦覧を開始する日  
令和7年(2025年)2月21日

**熊本県公告第108号**

県営栖本地区(野田迫換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。

令和7年(2025年)2月21日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県公告第109号**

県営栖本地区（中村川添換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和7年（2025年）2月21日

熊本県知事 木 村 敬

**熊本県公告第110号**

県営栖本地区（大原換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和7年（2025年）2月21日

熊本県知事 木 村 敬

**登載依頼**

**熊本県地域医療対策協議会公告第2号**

熊本県地域医療対策協議会を次のとおり開催する。

令和7年（2025年）2月21日

熊本県地域医療対策協議会会長

- 開催日時  
令和7年（2025年）3月4日（火）午後5時30分から
- 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁防災センター201会議室
- 議題  
(1) 熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラムの更新について  
(2) 令和7年度（2025年度）熊本県医師修学資金貸与医師の派遣先について  
(3) 令和8年度（2026年度）臨床研修医の募集定員について
- 報告  
(1) 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージについて
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続き  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県地域医療対策協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）  
（電話096-333-2204）

熊本県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年2月21日

熊本県教育長 白 石 伸 一

**熊本県教育委員会規則第2号**

熊本県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、熊本県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- その他教育委員会が適当と認める者

第4条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

第2条 審査会の議事について特別の利害を有する委員は、当該議事の議決に加わることができない。

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べ

させることができる。

4 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。